別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

登録金融機関名
所在地
代表者氏名

（注意事項）

法第33条の３第１項の登録申請書又は法第33条の６第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　登録年月日及び登録番号

年　　月　　日（　　財務（支）局長（登金）第　　号）

２　行っている業務の種類

３　苦情処理及び紛争解決の体制

４　加入している金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

５　金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者

６　金融商品仲介業者に委託を行う場合の金融商品仲介業者

７　当期の登録金融機関業務の概要

８　営業所等並びに役員及び使用人の状況

⑴　営業所等数並びに役員及び使用人の総数

営業所等数	役員			使用人	みなし使用人	合計
	常勤	非常勤	小計			
	名	名	名	名	名	名
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

⑵　役員の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う登録金融機関に限る。）

役員の業績連動報酬の状況

（注意事項）

１　行っている業務の種類

当期末現在において行っている登録金融機関業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

２　苦情処理及び紛争処理の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

3　当期の登録金融機関業務の概要

当期の業務の推移に関する重要な事項を記載すること。

4　営業所等並びに役員及び使用人の状況

⑴　「営業所等数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務所（外国法人については国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の数を記載すること。なお、（　　）には、登録金融機関業務を行っている本店を含む営業所又は事務所の数を記載すること。

⑵　「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事する者（外国法人については国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）の数を記載すること。また、（　　）には、外務員の数を内書きすること。なお、法第33条の８第２項に規定する特定金融商品取引業務を行う者にあっては、使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人の数を区分して記載すること。

⑶　「役員の業績連動報酬の状況」の欄には、役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下⑶において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下⑶において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ　業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ　当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ　取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ　直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

9　登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）　　（単位：百万円）

区　分		委　託	自　己	計
債券	国債証券			
	地方債証券			
	特殊債券			
	社債券			
	計			
受益証券				
	うち上場証券投資信託			
の	コマーシャル・ペーパー			

	その他			
	計			

(注意事項)

1　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が１年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第３項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（⑸において同じ。）。

3　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

(1－2)　電子記録移転有価証券表示権利等に関する売買の状況　（単位：百万円）

区分		委託	自己	計
債券	国債証券			
	地方債証券			
	特殊債券			
	社債券			
	計			
受益証券				
	うち上場証券投資信託			
その他	電子記録移転権利			
	その他			
	計			

(注意事項)

1　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に

規定する投資信託の受益証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第２条第３項に規定する電子記録移転権利に係るものを記載し、同条第１項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第３項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（（5－2）において同じ。）。

３　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分	取引の種類	委託	自己	計
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

１　市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

２　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

⑵－2）　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する市場デリバティブ取引の状況

（単位：百万円）

取　引　の　種　類	委　　託	自　　己	計

（注意事項）

市場デリバティブの状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

⑶　店頭デリバティブ取引等の状況

①　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取　引　の　種　類	媒　介　等	自　　己	計

（注意事項）

1　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）

（単位：百万円）

取　引　の　種　類	媒　介　等	自　　己	計

（注意事項）

1　店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(3－2)　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する店頭デリバティブ取引等の状況

①　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況　（単位：百万円）

取　引　の　種　類	媒　介　等	自　　己	計

（注意事項）

⑶①の注意事項に準じて記載すること。

②　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）　（単位：百万円）

取　引　の　種　類	媒　介　等	自　　己	計

（注意事項）

⑶②の注意事項に準じて記載すること。

⑷　有価証券に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分	取引の種類	委託	自己	計
債券に係る取引	先物取引			

	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

(注意事項)

1　外国市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、外国金融商品市場において行う取引であって（以下、「オプション取引」の欄及び「その他」の欄において同じ。）、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(4－2)　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する外国市場デリバティブ取引の状況

（単位：百万円）

取引の種類	委託	自己	計

(注意事項)

外国市場デリバティブ取引の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

⑸　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	計							
受益証券								
その他								

(注意事項)

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

(5－2)　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況　（単位：百万円）

区分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	計							
受益証券								
電子記録移転権利								
その他								

(注意事項)

⑸の注意事項に準じて記載すること。

⑹　登録金融機関業務に係る受入手数料の状況　（単位：百万円）

区分	国債証券等	受益証券	その他	計
委託手数料				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
その他の受入手数料				
計				

（注意事項）

1　登録金融機関業務（⑴から⑸までの業務の状況に係るものに限る。）に係る受入手数料について約定基準により記載すること。

2　「国債証券等」の欄には、法第33条第２項第１号の業務（「国債証券」及び「地方債証券」に係る業務に限る。）に係る手数料を、「受益証券」の欄には同項第２号の業務に係る手数料を記載すること。

⑺　商品有価証券売買等損益　（単位：百万円）

区分	売買損益	評価損益	計
国債証券等損益			
短期有価証券損益			
その他の商品有価証券損益			
計			

⑻　商品有価証券の内訳　（単位：百万円）

証券の種類	貸借対照表計上額
計	

（注意事項）

1　商品有価証券勘定に属するものについて、法第２条第１項各号に掲げる有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利の種類ごとに記載すること。

2　特定取引勘定を設置していない登録金融機関は、「貸借対照表計上額」の欄に期末の最終時価評価額を記載すること。

⑼　金融商品取引責任準備金の状況　（単位：千円）

	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末現在高	当期繰入限度額	備考
金融商品取引責任準備金						
金融商品取引責任準備金の取りくずし額						
1　金融商品取引事故による取りくずし額						
2　金融商品取引業等に関する内閣府令第189条第２項の規定に基づき金融庁長官等の承認を受けた取りくずし額						
3　事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金の金額が限度額を超える場合に取りくずした額						

⑽　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区分	数・額面金額	単位
		債券		
		受益証券		
		その他		

		債券		
		受益証券		
		その他		
		債券		
		受益証券		
		その他		

(注意事項)

1　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関をいう。以下この様式において同じ。）として振替口座簿により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

2　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と分別して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。（10－2）及び（10－3）において同じ。）を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

3　「管理方法」の欄には、混合して管理している場合には混合管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

4　「数・額面金額」の欄には、受益証券についてはロ数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。

5　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

6　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

(10－2)　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第１条の12第２号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

区　　分	数・額面金額	単　　位
株　　券	(　　)	
債　　券	(　　)	
受益証券	(　　)	
そ の 他	(　　)	

(注意事項)

1　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について記載すること。

2　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。な

お、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

3　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

4　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。

(10-3)　対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区　　分	数・額面金額	単位
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		債　　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		

(注意事項)

1　当期末現在における法第43条の２の２の規定により自己の固有財産と区分して管理している有価証券等（第142条の３第３項に規定する有価証券等をいう。６において同じ。）及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と区分して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

2　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と区分して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

3　「管理方法」の欄には、混合して管理している場合には混合管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

4　「数・額面金額」の欄には、受益証券については口数（単位：百万口）、債券、倉荷証券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。

5　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

6　「その他」の欄には、具体的な有価証券等の種類を記載すること。

⑾　金融商品仲介業務の状況

当期における金融商品仲介業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

イ　金融商品仲介業務に係る口座の状況

委託金融商品取引業者名	口座数	うち媒介等を行った口座数

①		
②		

（注意事項）

１　「口座数」の欄には、金融商品仲介業務に係る委託金融商品取引業者の口座数を記載すること。

２　「うち媒介等を行った口座数」の欄には、登録金融機関が金融商品取引業者から委託を受けて法第33条第２項第３号に掲げる有価証券について行う同号ハ及び同項第４号に掲げる有価証券について行う同号ロに掲げる行為（ロにおいて「媒介等」という。）に係る取引の申込みを行った顧客の口座数を、約定に至ったか否かにかかわらず記載すること。

ロ　媒介等手数料等の状況　（単位：千円）

委託金融商品取引業者名	媒介等手数料	その他受入手数料	計
①			
②			

（注意事項）

「媒介等手数料」の欄には、事業年度中に委託金融商品取引業者から得た金融商品仲介業務に係る手数料のうち、媒介等に係る手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に委託金融商品取引業者から得た金融商品仲介業務に係る手数料のうち、媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

⑿　抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

①　抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額
抵当証券		百万円

②　外国抵当証券の募集又は私募の状況

区分	枚数	契約額
外国抵当証券		百万円

③　法第２条第２項第５号又は６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

④　令第１条の９の２第１号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円

合計		

（注意事項）

令第１条の９の２第１号イからニまでに掲げる有価証券ごとに記載すること。

(12－2)　有価証券の募集又は私募に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

①　法第２条第２項第３号又は第４号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	口　　数	出資額
		百万円
法第２条第２項第３号に係るもの		
法第２条第２項第４号に係るもの		
合計		

②　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
		百万円
法第２条第２項第５号に係るもの		
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

③　令第１条の９の２第１号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

（注意事項）

⑿④の注意事項に準じて記載すること。

⒀　みなし有価証券の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況　　（単位：百万円）

	媒　介　等	自　　己	計
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。

2　みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位３位の銘柄については、欄外に注記すること。

3　外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

②　みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売　出　高	募　集　の 取　扱　高	売出しの 取　扱　高	私　募　の 取　扱　高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。

2　「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

(13－2)　電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第１条の12第２号に規定する権利に限る。）について記載する。

①　電子記録移転権利から除かれた権利の売買又は売買の媒介等の状況　　（単位：百万円）

	媒　介　等	自　　己	計

	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )

（注意事項）

⒀①の注意事項に準じて記載すること。

② 電子記録移転権利から除かれた権利の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )

（注意事項）

⒀②の注意事項に準じて記載すること。

⒁ 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

（単位：百万円）

	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高

	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

⒀②の注意事項に準じて記載すること。

⒂　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

区　　分		委　託	自　己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	先物取引			
	オプション取引			
	先物取引			
	オプション取引			

（注意事項）

1　原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

区　　分		委　託	自　己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	先物取引			
	オプション取引			

	先物取引			
	オプション取引			

（注意事項）

１　外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

２　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

⑯　投資運用業に係る内部管理の状況

（注意事項）

「投資運用業に係る内部管理の状況」には、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

⑰　投資一任契約に係る業務の状況

①　契約件数等

	国内		小計	海外		小計	合計
	年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

「契約件数」欄及び「運用資産総額」欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　投資一任契約に係る投資の状況

イ　有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式売買高	公社債券売買高	受益証券売買高	信託受益権売買高	その他有価証券売買高
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

１　有価証券の売買のうちデリバティブ取引を除いた計数を記入すること。

２　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

３　「株式売買高」欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。

４　現先売買は、「公社債券売買高」欄に外書きすること。

５　新株予約券付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」欄に、社債部分は「公社債券売買高」欄に金額を内書きすること。

ロ　デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

（イ）市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（ロ）店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

（ハ）外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

１　「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。

２　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③　運用受託報酬　　百万円

⑱　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

①　設定及び償還の状況

区分	前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
	ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利に係るもの		百万円			百万円		百万円
その他							
合計							

（注意事項）

１　運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

２　募集及び私募ごとに記載すること。

②　ファンドの保有資産の売買等の状況

イ　有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	

新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先渡取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

区分		売付	買付	合計	備考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション	株券に係る取引				

取引	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

（注意事項）

１　当期中に行われた有価証券の売買及びデリバティブ取引の状況を記載すること。

２　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

３　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下、本号において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

③　運用するファンド一覧表

名称	設定年月日	存続期間	総資産額	備考
			百万円	

（注意事項）

１　記載は、ファンドを設定した日の順序で記載すること。

２　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」欄に外部委託先名を付記すること。

④　運用受託報酬その他の法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

⑲　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）	うち、顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額
件	件	百万円

②　内部管理の状況

（注意事項）

１　「契約数」欄及び「資産総額」欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

２　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

③　投資助言報酬　　百万円

⑳　代理・媒介業務の状況

①　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の登録番号

②　投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代　理	媒　介	代　理	媒　介	代　理	媒　介
	件	件	件	件	件	件
計						

③　代理・媒介手数料の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
	百万円	百万円	百万円
計			

④　内部管理の状況

（注意事項）

１　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

２　代理・媒介手数料等の状況

「代理・媒介手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」欄に一括して記載すること。

３　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

⑵1　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）について記載すること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社　債　券				
	計				
受益証券					
	うち上場証券投資信託				
その他					

（注意事項）

１　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

２　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

３　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

４　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

５　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
債券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
そ の 他	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

(注意事項)

1　取引戦略ごとに記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

2　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

3　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。

4　「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

(21－2)　高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に限る。）

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る電子記録移転有価証券表示権利等の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満に端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況　　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社 債 券				
	計				
受益証券					
	うち上場証券投資信託				

その他	電子記録移転権利				
	その他				

（注意事項）

1　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

2　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

3　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

4　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第２条第３項に規定する権利に係るものを記載し、同条第１項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

5　「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第１項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。

6　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

7　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
取引の種類					

（注意事項）

1　市場デリバティブ取引について、取引戦略ごとに記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

2　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

3　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

4　市場デリバティブ取引の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。